

EEA 各国の組合員の皆様

2020年12月21日

英国の EU 離脱をめぐる最新状況—The Standard Club UK Limited

[2019年1月24日](#)の回覧に関する最新情報をお知らせいたします。

上記の回覧でお知らせしましたとおり、英国が欧州連合（EU）からの離脱を決定したことを受け、本クラブではダブリンに新たな子会社 The Standard Club Ireland DAC（以下「Standard Ireland」）を設立いたしました。これによって、引き続き欧州経済領域（EEA）市場へのアクセスを確保しております。従来より The Standard Club UK Ltd（以下「Standard UK」）にご加入の EEA 域内の組合員におかれましては、2019年2月20日以降の保険更改については Standard Ireland が保険の引き受けを行ってきています。

前回の最新状況のお知らせの後、英国と EU が離脱協定に合意し、その結果、英国は 2020年1月31日をもって EU を離脱し、2020年12月31日までの移行期間に入りました。移行期間終了までは経過措置として英国では引き続き EU 法が適用されるため、Standard UK は EEA 域内の各国で事業を継続することができています。具体的には、Standard UK が 2019年2月20日までに EEA 域内の組合員向けに引き受けた保険（以下「EEA での残存事業」）によって生ずる義務（主にクレームの処理と支払い）は引き続き履行可能となっております。

2021年1月1日以降は経過措置が終了するため、Standard UK は、EEA での残存事業に関して、EEA 各国でのライセンスを得なければ、EEA 域内で事業を履行することはできません。現在、EEA での残存事業は保険期間が終了しており、残された業務は時間の経過とともに減少していきませんが、Standard UK が業務を効果的に提供するために、現地ライセンスを取得するように、EEA 域内のいずれかの国から要請される可能性もあります。今後 Standard UK が EEA において新しい保険の引き受けを行うことはありませんが、一定のサービス義務が残っています（例えば、有効なクレームが新たに通知されるケースや、既存の未決クレームの支払いを実行する必要があるケース

The Standard Club UK Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 02561548
Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106

Registered address: The Minster Building, 21 Mincing Lane, London, EC3R 7AG
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



など)。Standard UKが今後こうしたサービスを提供する際に、意図せず現地の法令に違反してしまうことがないように、当クラブでは、英国の2000年金融サービス・市場法第7編（以下「第7編譲渡」）を活用し、Standard UKのEEAでの残存事業をStandard Irelandに譲渡する措置を進めています。この譲渡は、2021年12月31日をめぐりに有効となる予定です。

2021年1月1日から、予定の第7編譲渡が完了するまでは、暫定期間として、EEAでの残存事業は引き続きStandard UKが通常どおりのサービスを提供いたしますので、組合員の皆様は、これまでと同じ担当者にご連絡ください。

上記の方針については、Standard UKからEEAの規制当局に連絡済みです。組合員の皆様にご迷惑をおかけすることなく、かつ現地の法令を遵守しながらEEAでの残存事業に関する義務を履行するため、必要に応じて、EEA各国のコンティンジェンシー・ランオフ制度へ登録するための措置を講じます。EEAのいずれかの国から、上記暫定期間において、Standard UKが現地法令に抵触することなく組合員への義務を履行することが不可能と判断された場合、Standard UKはEEAの規制当局ならびに組合員と密接に協力し、組合員の混乱を最小限にとどめ、組合員に損害が生じないように対応いたします。

第7編譲渡に進展がありましたら、組合員の皆様に改めて最新情報をお届けいたします。

上記についてご不明な点は、当クラブ担当者までご遠慮なくお問い合わせください。

以上

Jeremy Grose

Chief Executive

Standard Club

Direct Line: +44 20 3320 8835

Email: jeremy.grose@standard-club.com

（本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。）